				地方税法施行令第三十五条の十八	正令附則第四十六条第一項第六号の規定による読み替えて適用される地方税法施行令附則第九条の二十六第一項の規定		
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間内	当該徴収取扱費算定期間の次の	徴収取扱費基礎額	徴収取扱費基礎額	、当該各徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費基礎額	金額
同年四月及び五月	同年四月及び五月	同年六月から八月までの	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十七年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	、平成二十七年三月	平成二十七年三月の徴収取扱費基礎額	金額と同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第九条の二第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等の一部を改正する法律